

協働によるまちづくり /公募型協働推進事業の活動事例集 (令和6年度ver)

地域の力を盛岡のまちづくりにつなげよう！



【目次】

公募型協働推進事業の概要	1
応募から採択までの流れ	3
令和6年度採択事業一覧	4
令和6年度活動事例	5
（協働事業）	
（施設等活用事業）	
（テーマ設定型事業）	
公募型協働推進事業に関するよくある質問	8
協働によるまちづくりの進め方	9

盛岡市は、地域課題の解決や、まちの賑わいづくりに資する公益的な事業を募集する「公募型協働推進事業」を実施しています。

令和6年度は、次の3事業について募集しました。

① 協働事業

市が実施していない事業で、団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる公益的な事業。

② 施設等活用事業

指定のまちづくり拠点施設等の利用活性化や、施設等を中心としたまちの賑わいづくりを行う事業。
(本事業は、令和6年度をもって終了しました。)

③ テーマ設定型事業

市が設定したテーマに基づいて、団体等と市が協働で実施する公益的な事業。

《応募資格者》

盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績がある市民活動団体等。

※個人での応募はできません。

補助最高額
50万円
※R7から40万円

《補助対象額》

補助額は、補助対象経費の4/5以内。

補助対象経費が10万円未満の事業については、補助対象経費の全額。補助対象経費が10万円以上12万5千円以下の事業については、10万円を補助します（令和7年度からは補助最高額を40万円に変更しています）。



選考委員会（令和7年度開催）の様子

施設等活用事業

施設等活用事業の対象となる「まちづくり拠点施設等」は、盛岡市が平成24年から26年度にかけて市民協働推進事業（まちづくり施設整備事業）により整備された、次の5施設です。



三崑亭
(旧藤原家町家(三原家))

場所：鉾屋町9-35



莫蔭九・森九商店

場所：紺屋町1-31



旧盛中図書館及び
鉾屋町・大慈寺露地遊歩道

場所：鉾屋町9-35

鉾屋町旧消防番屋

場所：鉾屋町9-36



太田民俗資料館

場所：中太田深持 9

テーマ設定型事業

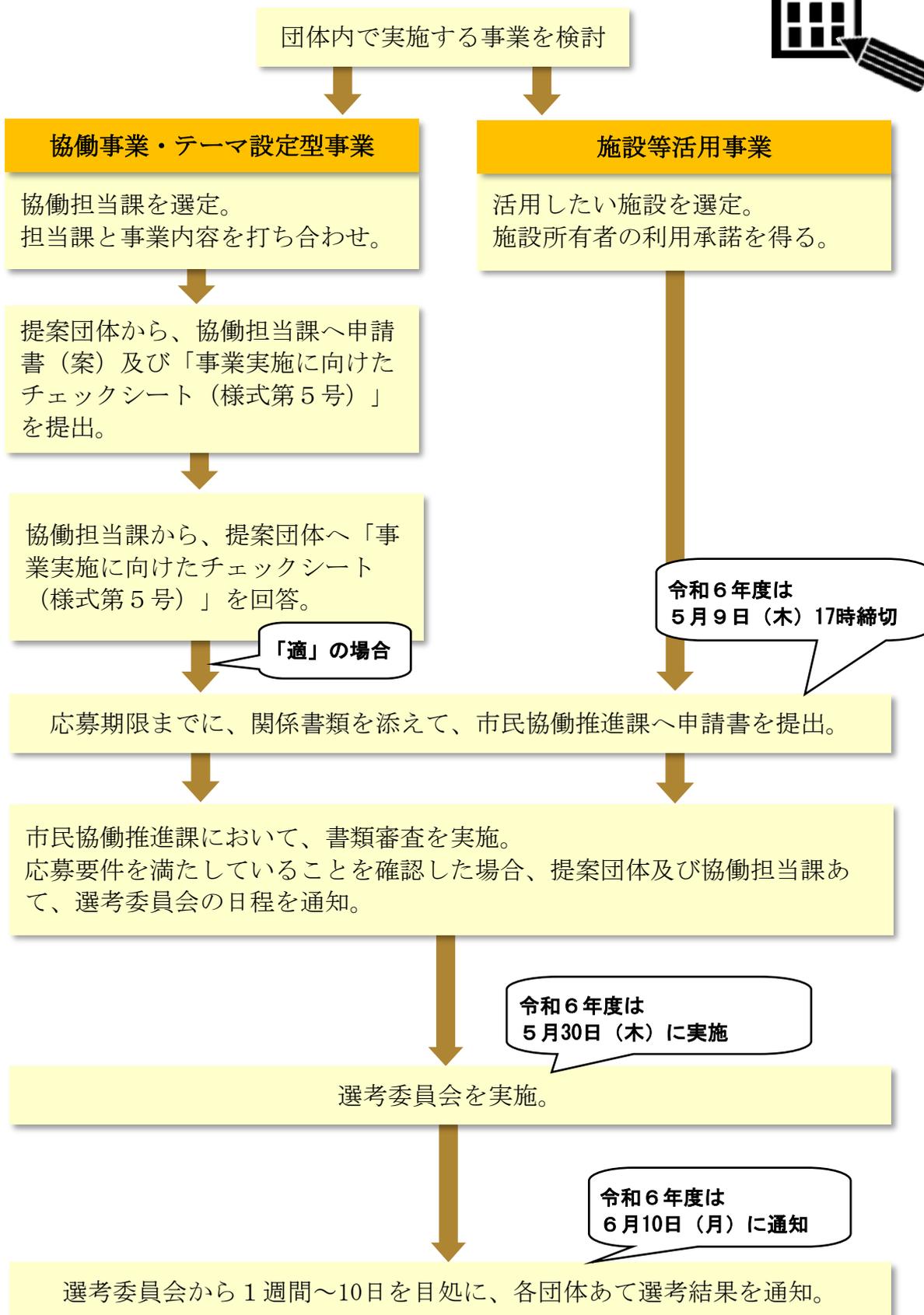
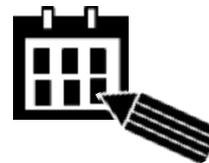
令和6年度に市がテーマを設定し、企画提案を募集した事業は次のとおりです。

※ 事業を募集するテーマ・担当課は毎年異なります。

	テーマ	担当課
1	地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組	都市戦略室
2	高校生などが地域において学びを得られる機会の提供	都市戦略室
3	震災記憶の風化防止に向けた取組	危機管理防災課
4	若者及び子育て世代へ向けた防災意識の向上への取組	危機管理防災課
5	町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成	市民協働推進課
6	町内会におけるデジタル化の推進	市民協働推進課
7	盛岡の食文化を盛り上げる取組	経済企画課
8	市(いち)を起点とした「街なか」の賑わいの創出	経済企画課
9	みんなで地域の移手段を考えましょう	交通政策課

令和6年度公募型協働推進事業 ～応募から採択までの流れ～

令和6年度の事業は、概ね次のような流れで行われました。



令和6年度 採択事業一覧

協働事業

	事業名	団体名	協働担当課
1位	女性への暴力防止のための護身講座	Compass	男女共同参画推進室
2位	孤立しない子育てプロジェクト 産前産後ヘルパー派遣事業	特定非営利活動法人 RINDO Blue Japan	母子健康課

施設等活用事業

	事業名	団体名	活用施設
1位	素晴らしき音楽 歌って音楽を楽しむ会	特定非営利活動法人 プロ・ハンド岩手	三崑亭（旧藤原家町家（三原家））

テーマ設定型事業

	事業名（テーマ名）	団体名	協働担当課
1位	盛岡のいまを深掘る対話型企画運営事業 （テーマ：地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組）	盛岡という星でBASE STATION 運営協議会	都市戦略室
2位	地域住民の視点を用いた回遊ルートデザインによるまちの魅力増進・発信事業 （テーマ：地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組）	特定非営利活動法人 盛岡まち並み塾	都市戦略室
3位	北のクラフトフェア まちなか企画発信事業 （テーマ：市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出）	北のクラフトフェア実行委員会	経済企画課
4位	北クラキッチン開催事業 （テーマ：盛岡の食文化を盛り上げる取組）	北クラキッチン実行委員会	経済企画課
5位	もりおか駅前開運ホコテン （テーマ：市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出）	盛岡駅前商店街振興組合	経済企画課
6位	地縁組織応援キャラバン事業 （テーマ：町内会活動の持続性維持にむけた伴走支援とハンドブックの作成）	特定非営利活動法人 いわてNPOフォーラム21	市民協働推進課

協働事業（令和6年度活動事例）

女性への暴力防止のための護身講座

事業の内容

日常における「女性に対する暴力」を認識し、大切な自分の心と身体を暴力から守る方法を身に付けることを目的に、全4回（知識編2回、実践編2回）の連続講座を開催しました。

◆連続講座

○知識編

・第1回「女性に対する暴力の基礎知識」

17名が参加し、盛岡での事例を交えながら日常に潜む暴力に対する予防意識を高めた。

・第2回「女性のための使える制度・法律」

32名が参加し、暴力を受けた際に使える制度・法律、相談の方法などを弁護士から学んだ。

○実践編

・第3回「自分自身を守るための意思表示」

38名が参加し、いざという時に意思表示ができるよう、様々な場面を想定した対処法を学んだ。

・第4回「女性が女性から学ぶ護身術」

24名が参加し、カナダ発祥の女性のための護身術であるWen-Doによる身の守り方について、実際に体を動かしながら学んだ。

事業の実施を通して

暴力に対して我慢する、耐えるだけでなく、相談したり声を上げたりすることの大切さを参加者に伝えることができました。実践編を通じて、実際に参加者が対処法を体験する機会を提供することができたほか、盛岡市で女性相談に関わるもりおか女性センターのセンター長や女性弁護士から、専門的な視点での相談の方法・制度を伝えることができました。

参加者へのアンケートでは、「（ジェンダーの）モヤモヤをもっと話したい」「今後も言い返す練習がしたい」「子どもと一緒に護身術をしたい」などの要望が寄せられ、今後の市民活動に意見を活かし、盛岡市の女性をさらにエンパワーメントしていきたいと考えています。

(Compass)

【実施主体】

Compass(コンパス)

【設立年月】 令和3年11月

【代表者】 代表 佐藤 真子

【主な活動実績】

○令和4年度

・「私たちは『買われた』展」実施

○令和5年度

・ジェンダー平等に関する2023もりおか選挙候補者アンケート実施

・市民たちのパープルライトアップ実施

○令和6年度

・ジェンダー平等に関する2024いわて選挙候補者アンケート実施

・第2回市民たちのパープルライトアップ実施

・「いわてジェンダーかるた」読み札募集

【協働担当課】

男女共同参画推進室

【令和6年度補助額】 344,000円



テーマ設定型事業①（令和6年度活動事例）

盛岡のいまを深堀る対話型企画運営事業

事業の内容

様々なジャンルで活躍するまちの人を訪ね歩く連続トークイベント「街を見つめる大学」を開催し、まちの文化や魅力を構成する人や場所に触れ、盛岡について楽しく知り学ぶ機会を提供しました。

◆イベント内容

- ・キックオフイベント「SIMulation Morioka 2040」
9名が参加し、市政を考えるシミュレーションゲームの実施を通して交流及びニーズ調査を行った。
- ・第1回「珈琲の時間」
- ・第2回「建築の時間」
- ・第3回「お店の時間」
- ・第4回「南部鉄器の時間」
- ・第5回「本屋の時間」
- ・第6回「アートの時間」

それぞれの分野で活躍するゲストによるトークイベントを通じて、盛岡らしさやまちの魅力について理解を深め、共有した。のべ158名が参加。

事業の実施を通して

ファッションの世界の最前線で経験を積んだ南部鉄器の釜師や、盛岡でユニークな建物を手がける建築家など、まちの魅力の一端を担っている人々に光を当て、広くその存在や視点を市民と共有することができました。コーヒードリップの解説付き実演、ユニークな建築の見学会、アートの作品展などをイベントに盛り込んだことで、各分野への理解を深めることにつながったと考えます。

参加者に対しては、それぞれの分野に関する話や人物像、活動内容の紹介を通して、様々な角度からまちを見つめ直す機会を提供することができました。参加者へのアンケートからは、まちの新たな側面を知り、気づいていなかった視点を獲得することで、問題意識を持ち、新たな行動へのモチベーションを高める時間になったことが伺えました。

（盛岡という星で BASE STATION 運営協議会）

【実施主体】

盛岡という星で BASE STATION 運営協議会

【設立年月】 令和3年6月

【代表者】 会長 清水 真介

【主な活動実績】

- 令和3年度～
官民連携による交流拠点「盛岡という星で BASE STATION」（菜園1-8-15 パルクアベニュー・カワトクcube-II 地下1階）における取組
- ・レンタルスペース、機材貸出スペースの管理運営
- ・オリジナルグッズの制作・販売
- ・情報発信
- ・各種イベントの企画運営等
- 令和5年度
- ・シティプロモーション等業務委託「MORIOKA CINEMAS AND BOOKS」
- ・「素敵な街の映画会」企画運営業務委託

【協働担当課】

都市戦略室

【令和6年度補助額】 500,000円



テーマ設定型事業②（令和6年度活動事例）

北のクラフトフェア まちなか企画発信事業

事業の内容

「北のクラフトフェア」（10月12日～14日）に合わせ、中心市街地の店舗や施設で開催される「まちなか企画」に対し、情報発信を強化することで、来場者数の増加や盛岡市内の賑わい創出につながりました。

◆発信方法

・6月～7月

当実行委員会と協働で情報発信に取り組む学生グループ「まちきた〜ず」を発足。7月までにSNSの運用について学びを深め、ロゴマークやInstagramへの投稿フォーマットを制作。

・8月

「まちなか企画」への参加企画を募集し、作家の展示販売など20のまちなか企画の応募があった。

・9月

学生3チームと実行委員会スタッフで分担し、企画主催者への事前取材を実施。撮影した動画を60秒のリール動画にまとめ、Instagramに投稿。

・10月（「北のクラフトフェア」）

開催日当日に各企画会場を巡り、開催風景をリアルタイムで発信した。

事業の実施を通して

事前取材を経て制作したInstagramへの投稿の閲覧数は平均で1,111ビュー、クラフトフェア当日のストーリー投稿は10月12日分が2,824ビュー、10月13日分が1,834ビューとなりました。

開催後に「まちなか企画」主催者へ行ったアンケートでは、「来店者数の増加」「企画認知度の向上」を感じたとの回答が半数から寄せられ、個人店の回答者のうち、8割が普段の土日よりも売り上げが増加したと回答しました。

Instagramの閲覧数の伸びやアンケート結果から、「まちなか企画」の発信が各企画への来場者数の増加に対して一定の効果をもたらし、来場者に対して市内中心市街地エリアへの来店を促すとともに、個人店の認知度の向上や盛岡市内の回遊を高める目的を達成できたと考えます。

（北のクラフトフェア実行委員会）

【実施主体】

北のクラフトフェア実行委員会

【設立年月】 令和4年4月

【代表者】 実行委員長 木村 敦子

【主な活動実績】

○令和4年度

・北のクラフトフェア MORIOKA 2022

○令和5年度

・北のクラフトフェア MORIOKA 2023

○令和6年度

・北のクラフトフェア MORIOKA 2024

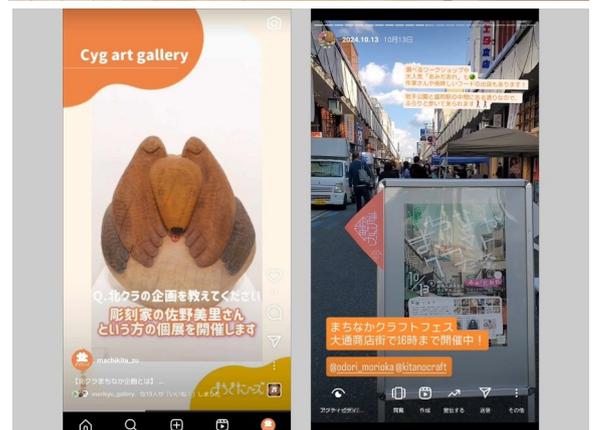
※「北のクラフトフェア」とは

盛岡城跡芝生広場で開催されるクラフト作家の作品展示販売を中心としたイベント。令和4年度から、毎年10月の3連休に開催。

【協働担当課】

経済企画課

【令和6年度補助額】 500,000円



公募型協働推進事業に関する よくある質問



Q1 「市民活動団体等」とはどのような団体のことですか？

A1 市民協働推進事業補助金の対象となる「市民活動団体等」とは、営利活動又は宗教活動を目的としない団体のうち、市内に主たる事務所を有し、又は市内で活動実績がある団体を言います。

具体的には次のような団体が該当します。
特定非営利活動法人 / 法人格を取得していない市民活動団体 / 町内会・自治会など

Q2 採択された事業は、いつから実施できますか？

A2 補助金の交付決定日以降となります。
交付決定より前に支出した経費は、補助対象となりませんのでご注意ください。
補助金の交付決定通知は、選考委員会開催後、1月以内を目処に送付します。

Q3 補助対象となる経費はどのようなものですか？

A3 提案する事業を実施するために、直接必要な経費です。

具体的には次のようなものが想定されます。
謝礼金 / 旅費 / 手数料 / 賃借料 / 印刷費 / 消耗品費 / 食糧費 など

団体の運営経費や、備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外です。

具体的には次のようなものが対象外経費として想定されます。
事務所の地代 / 家賃 / 光熱水費の支払い / 比較的長期間の使用又は保存に耐える物品 / 取得価額が3万円以上のもの

Q4 定款、会則又はこれに代わるものとはどのようなものを提出すれば良いですか？

A4 任意様式で構いませんので、次の内容が分かるものを提出してください。

- ・NPO活動※を行う団体である
- ・市内に事務所があるまたは活動が市内で行われている
- ・会員の資格に関して、不当な条件を付していない
- ・代表者や運営方法が決まっている
- ・独立した組織による継続的活動を行っている（特定の事業を行うために単年度限りで設立された組織は補助対象外とします。）
- ・暴力団もしくはその構成員の統制下にある団体ではない

※盛岡市は、「NPO活動」を次のように定義します（「NPO活動促進のための基本方針」参照）

- ①自発的・自主的に行う活動
- ②市を基盤とした活動
- ③非営利活動
- ④公益性を有する活動
- ⑤誰に対しても開かれている活動
- ⑥政治活動及び宗教活動を目的としない活動
- ⑦反社会的ではない活動

Q5 選考委員会とは、どのようなものですか？

A5 選考委員は4名。市民活動団体の役員、学識経験者、市職員等から構成されます。

選考委員会では、応募者および協働担当課が、提案する事業の概要や事業実施による効果などについて、プレゼンテーション（約10分）を行います。

選考委員会の日程や場所は、応募締め切り後1週間程度を目処に、申請団体及び協働担当課へお知らせします。

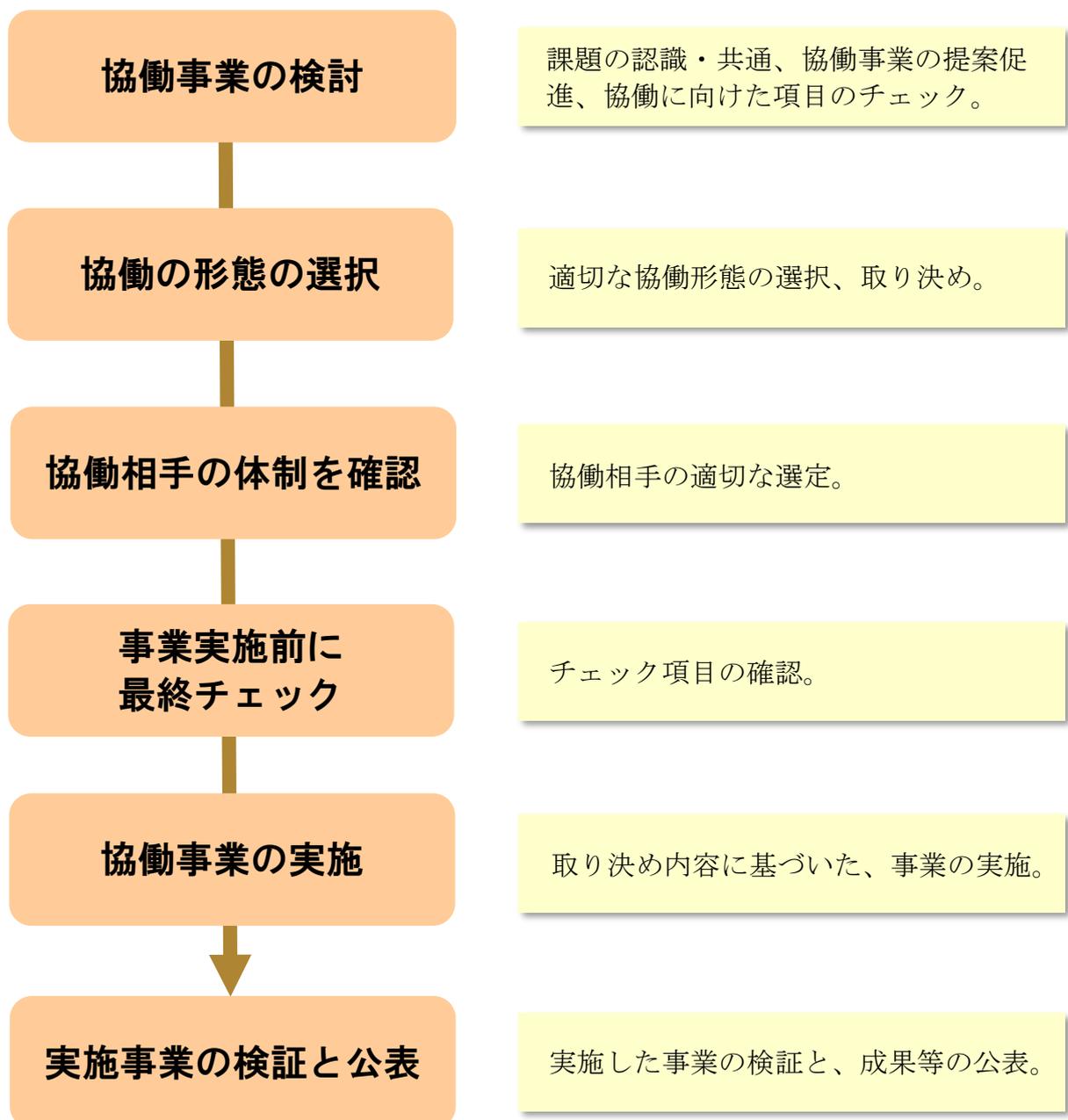
協働によるまちづくりの進め方 ① ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市は、『盛岡市市民協働推進指針（平成26年3月策定）』において、「市民協働」を次のとおり定義しています。

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力しあうこと。

協働でまちづくりなどの事業を行う場合、次のようなプロセスで取り組むことが想定されます。盛岡市と協働事業を行う際の参考としてください。

協働事業の基本的なフローチャート



協働によるまちづくりの進め方 ② ～盛岡市と市民活動団体等が協働で事業を行う場合～

盛岡市と市民活動団体等の協働事業のプロセスにおいて、考えられるチェック項目は次のとおりです。ただし、事業の性質等により、異なる場合があります。

協働事業の検討

事業提案のポイント①

市民にとって有益な事業であっても、市の政策とマッチしない場合、協働事業の対象とならない場合があります。市に提案を行う前に、市の計画などに目を通しておく和良好的です。

□ 事業の目的・成果目標の共有

事業の目的と成果目標を両者で共有し、認識が共通しているか確認します。

□ 協働による効果の確認

市との協働により、どのような効果があるか確認し合います。市は、国や県、民間等で実施すべき事業でないか、市の方針・計画に合致するか、今実施すべきものかどうかを検証します。

また、盛岡市と市民活動団体等の役割を明確にし、合意・共有します。

□ 市民ニーズの反映

市民ニーズについて話し合い、事業に反映されているか確認します。市は、得られる効果が広く盛岡市民に還元されるものであるかを検証します。

□ 予算の適正な見積もり

予算の見積もりが、得られる効果に対して過度に高い額であったり、実施するにあたり不十分な額ではないかを確認します。

□ 将来的な事業効果

事業効果が一過性のものではなく、持続性を有しているか、事業終了後どのような効果が期待されるかを確認します。

□ 事業実施のための必要な資源

事業実施に必要な資源（人、予算、物など）を協力して準備できるか確認します。

協働形態の選択

事業の目的や効果などの認識が一致した場合には、どの協働形態が適正か話し合い、決定します。

□ 情報提供・情報交換

それぞれが持っている情報を提供・共有しあうこと。協働事業の提案を受けたりすることも、協働の一つと考えられます。

□ 後援

団体が主催する取組に対して、行政が「後援」という形で名を連ねたり、行政主体のイベント等に団体が名を連ねること。主に、金銭的支出を伴わない協働の形態。行政からの後援によって、団体の活動に対する社会的な理解や信頼が増したり、団体からの後援によって、地域社会との密着性や親しみが生まれることが期待されます。

□ 共催

団体と行政が、ともに事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。十分協議のうえ、対等な立場で役割分担を行い、責任の所在を明確にしておく必要があります。

□ 実行委員会等

団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」が事業主体となって、取り組みを行う協働形態。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

□ 事業協力

団体と行政が、協定書などにに基づき目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などを決めて、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態。

□ 委託

本来行政が責任を持って行うべき分野と考えられている領域において、団体の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活かし、より効果的に取り組みを進めるため、団体に業務を委託する協働形態。

□ 補助【※ 公募型協働推進事業はこの協働形態に当たります。】

要綱などに基づく補助金等の行政からの財政支援により、団体が公益的な事業を行う場合も、協働形態の一つと考えられます。先駆性や補完性など、行政が特定の団体に公金を支出するに足る合理性が求められます。

協働相手の体制を確認

市は、協働相手として健全性や透明性が確保されているか確認します。

□ 事業の遂行能力

協働対象事業と類似する事業実務経験の有無（専門性、ノウハウの確認）

□ 団体運営の健全性

経理の適切性、収支の安定性（会費・寄附金などの収入に占める比率等）

□ 団体運営の透明性

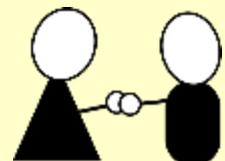
事業報告書、収支報告書などの積極的な公開

□ 会員数・事務局体制

幅広い会員による支援や事務局体制の整備

□ その他

宗教・政治活動・反社会勢力との関わり等の有無



協働事業実施前の最終チェック

- **事業目的の共有**
お互いに事業目的が合致しているか、目的の共有を再度行います。
- **役割分担の明確化**
双方の役割分担について、再度確認します。
- **責任分担の明確化**
双方の責任の所在について、再度確認します。
- **費用負担の明確化**
双方の費用負担について、再度確認します。
- **定期的な協議機会の確保**
事業実施前だけでなく、実施中においても定期的に協議する場を設け、適正な事業遂行が確保されるよう対話を重ねます。
- **協働関係の解消時期の明確化**
市は、様々な主体との協働事業を行うことで、多様な公共サービスの提供や、サービスの質の向上を図る機会となります。特定の団体との協働を安易に継続することがないよう、協働相手とは協働関係の解消時期を共有しておきます。

事業提案のポイント②

市と協働で事業を行う場合、市の役割として、事業周知の協力（公共施設等へのチラシ配架）や公共施設の使用料の免除などを担当することがあります。

市に提案を行う際は、期待する役割についてあらかじめ伝え、合意のもとで事業を開始するようにしましょう。

協働事業の実施

協働事業の実施に当たっては、事前に双方で取り決めた内容を遵守して進めます。
ただし、内容を変更することにより、事業の目的を効果的に達成できる可能性が高いと判断される場合は、双方十分な協議のうえ、所定のルールにしたがって変更手続きを行うこともあります。

実施事業の検証と公表

事業実施後は、実施事業のプロセス、効果課題等について検証し、報告書を作成します。
また、市は、行政の透明性の確保、事業成果の共有化及び普遍化のため、実施した事業の内容について、市民に対して公開します。

